

「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する委員会決議</p> <p><u>1 規則第 4 条の 3 に規定する自主規制委員会が別に定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 組入れ投資信託証券が採用する運用戦略の内容及び考え方</u></p> <p><u>イ 運用戦略の確認内容としては、運用戦略が運用の対象とする資産クラス、売買回転率、銘柄数、レバレッジなどが考えられる。</u></p> <p><u>ロ また、運用戦略が投資元となる投資信託の商品性とその想定顧客層にふさわしいものとなっているか確認する必要がある。</u></p> <p><u>ハ その結果、運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると考えることができるかが重要である。その上で、運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると判断できない場合には、投資信託証券の組入れを行わない、または受益者への影響も配意しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。</u></p> <p><u>ニ さらに、投資信託証券の組入れ後、運用戦略の妥当性に疑義が生じ、その実施状況や実在性を委託会社が確認する必要がある場合には、取引記録などの取引の明細の提供を受けることが必要となる可能性があることに留意しなければならない。その上で、運用戦略が適切に実施されていることが確認できない場合には、受益者への影響も配意しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する委員会決議</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

新	旧
<p>(2) <u>組入れ投資信託証券が保有する財産管理の方法に関する考え 及び具体的な項目</u></p> <p><u>イ 財産管理の方法として、組入れ投資信託証券における現金 は、専門のカストディアンのほかプライム・ブローカー（各 種金融取引の集中的な相手方となり、取引に付随した保管業 務・決済業務・信用供与・その他総合的な金融サービスを提 供する者をいう。以下同じ。）に預託されるものと考えられ る。（この場合、投資信託等の運用に関する規則に関する細 則第3条（2）ハに留意すること。）</u></p> <p><u>また、デリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定する デリバティブ取引をいう。以下同じ。）や直物及び先物外国 為替取引（外国為替の取引及び予約取引をいう。）（以下、「デ リバティブ取引等」という。）を行った場合には、現金が当初 証拠金（IM）や変動証拠金（VM）として差入れられるものと 考えられる。</u></p> <p><u>ロ 上記イに記載の財産管理の方法を前提として、デリバティ ブ取引等が運用のほとんどを占め、かつ高頻度の取引を行う 運用戦略（これらの取引と類似の取引を行うため運用実態の 把握が困難と委託会社が判断するその他の運用戦略を含む。） のうちプライム・ブローカーに資産の大半を預託するもの（以 下、「特殊戦略」という。）においては、取引相手と授受をす る証拠金や決済代金の額が大きくなりまた頻度も多くなる可 能性があるため、専門カストディアンではないプライム・ブ ローカーにおける現金の管理の状況を把握することが必要で ある。そのため、現金の管理の状況の把握にあたっては、プ ライム・ブローカーにおける現金の分別管理の状況、現金管 理に関する業務再委託の有無などの確認のほか、運用報告書 における財務諸表との関係を把握するなどのために、プライ</u></p>	

新	旧
<p><u>ム・ブローカーから残高証明書や取引明細などの必要な情報を取得可能である事を当初 DD 時に確認するものとする。</u></p> <p><u>ハ 特殊戦略においては、組入れ投資信託証券の運用を行う運用会社を通じて、上記ロを前提に現金の管理の状況や取引の実態を確認する必要がある。運用会社からの説明や開示情報が納得のいくものではない場合には、投資信託証券の組入れを行わない、または受益者への影響も配慮しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。</u></p> <p><u>ニ カストディアン、プライム・ブローカー、ファンド・アドミニストレーター及びトランスファー・エージェントなどの組入れ投資信託証券または運用会社などから業務委託を受けている業者に変更がある場合には、見逃しているリスクがないかどうか、留意する必要がある。</u></p> <p><u>(3) 当初 DD、定期的 DD 及び臨時 DD における確認内容は上記(1)及び(2)の記載内容のみに限定されるものではなく、組入れ投資信託証券の採用する運用戦略やスキームに応じて、委託会社が適切と考える範囲と深度をもって行うこととする。</u></p> <p><u>また、定期的 DD、臨時 DD 及び継続的モニタリングはそれぞれを独立して行う必要はなく、それぞれの目的が達成される限り、各委託会社において柔軟な運用が可能である。</u></p> <p><u>さらに、組入れ投資信託証券の運用を行なう会社が自らと同じグループに属する会社であり、グループ一体として有効な業務運営体制及びリスク管理体制を構築している場合には、委託会社におけるガバナンス（現地におけるローカル・ガバナンスをいう。）は維持しつつ、当初 DD、定期的 DD、臨時 DD 及び継続的モニタリングは効率的に実施することが望まれる。</u></p>	

新	旧
<p><u>2 規則第4条の4に規定する自主規制委員会が別に定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 外部委託する運用戦略の内容</u></p> <p><u>イ 運用戦略の確認内容としては、運用戦略が運用の対象とする資産クラス、売買回転率、銘柄数、レバレッジ、などが考えられる。</u></p> <p><u>ロ 運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると考えられることができるかが重要である。その上で、運用戦略を理解でき、妥当であると判断できない場合には、運用戦略の外部委託を行わない、または受益者への影響も配意しつつ、運用戦略の外部委託の解約も検討しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 定期的DD、臨時DD及び継続的モニタリングはそれぞれを独立して行う必要はなく、それぞれの目的が達成される限り、各委託会社において柔軟な運用が可能である。</u></p> <p><u>また、運用の外部委託を行なう先の会社が自らと同じグループに属する会社であり、グループ一体として有効な業務運営体制及びリスク管理体制を構築している場合には、委託会社におけるガバナンス（現地におけるローカル・ガバナンスをいう）は維持しつつ、当初DD、定期的DD、臨時DD及び継続的モニタリングは効率的に実施することが望まれる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和X年XX月XX日から実施する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(以下、1、2を夫々繰り下げ、3、4に改める。)</p> <p><u>1 (同左)</u></p> <p><u>2 (同左)</u></p>